

第 13 条

(1) 第 12 条 (2) d にいう PVP コンサルタントは、次でなければならない：

- a. PVP 事務所に登録されている；
 - b. 関連する PVP 権出願公表日まで品種及びすべての PVP 権出願書類の秘密を守る。
- (2) PVP コンサルタントとしての登録要件に関する規定は、政府によってさらに規定される。

第 14 条

(1) 第 11 条にいう PVP 権出願の要件に加え、優先権を利用する PVP 権の出願は、次の規定も満たされなければならない。

- a. インドネシアの外で最初に PVP 権の出願申請を受理された日から 12 か月以内に申請される；
- b. 3 か月以内に a にいう国の当局によって確認された最初の PVP 権出願書類の写しが添付される；
- c. 外国での最初の PVP 権出願書類の正当な写しが添付される；
- d. 当該 PVP 権が拒絶された場合、PVP 権の拒絶の正当な写しが添付される。

(2) 優先権を利用する PVP 権出願に関する規定は、政府によってさらに規定される。

第 2 節 植物品種保護権出願の受理

第 15 条

(1) PVP 権の出願は、第 11 条 (1) にいう支払いが終了した後、PVP 事務所による願書受理日に申請されたとみなされる。

(2) (1) にいう PVP 権出願書類を受理した日は、PVP 事務所が第 11 条及び/又は第 14 条 (1) にいう完全に要件を満たしている PVP 権出願書類を受理した日である。

(3) PVP 権出願書類を受理した日は、PVP 事務所によって一般登録簿に記録される。

第 16 条

(1) 第 11 条及び/又は第 14 条にいう要件の充足に不足があることが明らかな場合、PVP 事務所は、当該不足が PVP 事務所による不足を満たす要求書の発送日から数えて 3 か月以内に満たされるように要求する。

(2) PVP 事務所の承認に基づき、(1) にいう期間は PVP 権出願者の申請に基づき最高 3 か月延長されることができる。

第 17 条

第 16 条（1）にいう完全性の不足があった場合、第 16 条（2）にいう PVP 権出願受理日は、PVP 事務所による当該不足の最終的な完全性を満たしたものが受理された日である。

第 18 条

完全性の不足が第 16 条（1）及び（2）にいう期間内に満たされない場合、PVP 事務所は PVP 権出願者に PVP 権出願は取り下げられたとみなされたと書面で通知する。

第 19 条

（1）同じ特性を持つある PVP 権出願品種について、ある PVP 権出願より前に申請されたことが明らかな場合、より前に完全なかたちで申請された出願のみが受理される。

（2）同時に申請される（1）にいう PVP の出願は、PVP 事務所は当該出願者に、申請される出願を決定することを協議し、当該文書送付日から数えて遅くとも 6 か月以内に PVP 事務所にその決定の結果を送付することを書面で要請する。

（3）PVP 権出願者の間で同意又は決定に達しない場合、又は協議が不可能な場合、又は協議の結果が（2）にいう規定の期間に PVP 事務所に到達しない場合、当該 PVP 権出願は拒絶され、PVP 事務所はそのことを書面で当該 PVP 権出願者に通知する。

（4）（1）にいう品種が優先権で申請する品種に係る場合、受理日とみなされるのは、外国で最初に申請された PVP 権出願受理日である。

第 3 節 植物品種保護権出願補正

第 20 条

（1）PVP 出願は、審査の前及び間に補正することができる。

（2）（1）にいう補正は、PVP 権が出願される品種の特性の説明についての説明の追加又は削減のかたちをとることができる。

（3）（1）にいう出願の補正は、最初の出願と同じ日に申請されたとみなされる。

第 4 節 植物品種保護権出願の取下げ

第 21 条

（1）PVP 権願書は、PVP 事務所に書面で申請して取り下げることができる。

（2）PVP 権願書の取下げに関する規定は、政府によってさらに規定される。

第 5 節 植物品種保護権出願禁止及び守秘義務

第 22 条

PVP 事務所を定年退職又は何らかの理由でも退職した後 1 年間のまだ職務に関係がある間、PVP 事務所職員又は PVP 事務所のために又はその名前で働くことが職務である者は、PVP 権を出願申請し、PVP 権を取得し、PVP に関連するいかなる権利も取得し又は保有することは、相続によって取得された場合を除き、禁止される。

第 23 条

PVP 権願書を受領した日から、PVP 事務所内のすべての職員は、品種及び PVP 権出願のすべての書類の機密を PVP 権出願の公表の日まで保持する義務がある。

第 IV 章 審査

第 1 節 植物品種権保護権出願公表

第 24 条

(1) PVP 事務所は、第 11 条及び/又は第 14 条の規定が満たされ、取り下げられていない PVP 権の出願を公表する。

(2) (1) にいう公表は、遅くとも次までに行われる；

- a. PVP 権の出願を受理した日から 6 か月；
- b. 優先権で PVP 権出願を受理した日から 12 か月。

第 25 条

(1) 第 24 条 (2) にいう公表は 6 か月間継続され、次のとおり行われる；

- a. 公衆によって簡単かつ明確に知られる公表設備を利用する；
- b. PVP 官報に記載する。

(2) PVP 権出願の公表の開始日は、PVP 事務所により、PVP 一般登録簿の中に記録される。

第 26 条

第 24 条 (2) にいう公表は、次の記載によって行われる；

- a. PVP 出願者又は代理人の氏名及び完全な住所；
- b. 育成者の氏名及び完全な住所；
- c. PVP 権出願の申請日又は優先権のある PVP 権出願において最初に出願された日付、番号及び国；
- d. 品種の名称；

- e. 品種記述；
- f. 遺伝子組換え品種については第 11 条（4）にいう情報を記載した説明書。

第 27 条

PVP 事務所は、公表された PVP 権出願文書を閲覧するための関心のある一般の人々に機会を与えるための特別な場所を提供する。

第 28 条

- （1）公表期間中、PVP 権出願の公表に注意を払った後でどの個人又は法人も、その理由を記載し、関係する PVP 権出願に書面で意見又は異議を提出することができる。
- （2）（1）にいう意見や異議があった場合、PVP 事務所はすぐに意見又は異議を内容とする文書の写しを PVP 権出願申請者に送る。
- （3）PVP 権出願者は書面で意見又は異議に対する反論や説明を PVP 事務所に提出する権利がある。
- （4）PVP 事務所は、（1）及び（3）にいう意見、異議及び反論並びに説明を PVP 権出願を決定する際に考慮の追加材料として利用する。

第 2 節 審査

第 29 条

- （1）PVP 権出願に対する実体審査申請は、当該審査料を支払い、遅くとも公表終了後 1 か月以内に PVP 事務所に書面で提出されなければならない
- （2）実体審査の料金は、大臣によって決定される。

第 30 条

- （1）実体審査は、PVP 審査官によって行われ、PVP 権を申請された品種の新規性、区別性、均一性及び安定性を対象にする。
- （2）審査の実施において、PVP 事務所は、国内及び海外のその他の機関からの情報を含む必要な専門家及び/又は施設の支援を要請することができる。
- （3）（1）及び（2）にいう PVP 審査官及び職員は、審査される品種の機密を保持する義務がある。
- （4）（1）、（2）及び（3）にいう審査の方法、PVP 審査官及び職員の資質に関する規定は、政府によってさらに規定される。

第 31 条

- (1) PVP 審査官は、一定の要件に基づき、大臣によって機能的な職員として任命される。
- (2) PVP 審査官には、現行の法律の規定に従い、職位と機能的な支援その他の権利が与えられる。

第 32 条

- (1) PVP 審査報告書結果に基づいて、PVP 権が出願された品種が重要と評価される不明瞭又は完全性が不足することが明らかになった場合、PVP 事務所は当該審査結果を PVP 権出願者に書面で通知する。
- (2) 審査結果の通知は、明確かつ詳細に、重要と評価される不明瞭又は完全性が不足すると評価される事項とともに改善又は補正を行うための期間を記載しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) にいう通知の後、PVP 権出願者が説明を提供しない又は申請された出願に対する改善又は補正を含む完全性の不足を満たさない場合、PVP 事務所は当該 PVP 権の出願を拒絶する権限を有する。

第 3 節 植物品種保護権の授与又は出願の拒絶

第 33 条

- (1) PVP 事務所は、第 29 条 (1) にいう実体審査の申請日から数えて 24 か月以内に PVP 権を授与するか又は出願を拒絶するかを決定しなければならない。
- (2) (1) にいう審査期間を延長する必要がある場合、PVP 事務所は、PVP の出願者に当該延長を支持する理由及び説明を通知しなければならない。

第 34 条

- (1) PVP 審査官によって行われた PVP 権が出願された品種の審査結果に関する報告書が、当該品種はこの法律の規定に適合していると結論づけた場合、PVP 事務所は、PVP 権出願者に対し当該品種の PVP 権の授与の承認を通知しなければならない。
- (2) (1) にいう PVP 権は、PVP 権証明書のかたちで授与される。
- (3) 授与された PVP 権は、PVP 一般登録簿に記録され、かつ PVP 公報で公表される。
- (4) PVP 事務所は、料金の支払いをもって必要とする一般の人々に PVP 文書の写しを提供することができる。